

## 一般廃棄物及び産業廃棄物処理業者に対する事業停止命令の発出について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、事業停止命令を発出しましたので、お知らせします。

### 1 対象事業者

#### (1) 名称

有限会社飯田産業

#### (2) 代表者

代表取締役 飯田 喜作

#### (3) 所在地

千葉市稲毛区宮野木町1171番地1

### 2 命令発出年月日

平成30年10月31日（水）

### 3 命令内容

一般廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分量の全部の停止

### 4 停止期間

平成30年11月14日（水）から平成30年12月13日（木）（30日間）

### 5 根拠法令

- ・法第7条の3第3号、第7条の4第1項第5号及び第14条の3の2第1項第5号
- ・千葉市一般廃棄物に係る不利益処分の基準第3条、第4条及び第6条
- ・千葉市産業廃棄物に係る不利益処分の基準第3条第1項及び第4条第2項

### 6 命令発出理由

当該事業者は、平成30年6月26日（金）から8月10日（金）までの間、事業系一般廃棄物を産業廃棄物収集運搬許可車両で収集運搬するとともに、産業廃棄物を一般廃棄物収集運搬許可車両で収集運搬した後、許可を受けた事業の範囲に積替え保管が含まれていないにもかかわらず、路上において相互に積み替えを行った。

当該行為は、法並びに「千葉市一般廃棄物に係る不利益処分の基準」及び「千葉市産業廃棄物に係る不利益処分の基準」による許可取消処分に該当するが、当該事業者から提出された上申書により、違反行為の後に適切な是正措置が講じられ、生活環境の保全に努めたと認められることから、処分を軽減し、上記3の停止命令の発出に至った。